

あなたの個人情報 勝手に利用されていませんか？

竹田市では住民票の写しなどを請求する人に対し、本人であることを証明する書類や契約書の写しなど様々な資料の提示を求め、適正に証明書を交付していますが、他県では一部の司法書士や行政書士が偽造した特別な請求書を使用し、不正に他人の住民票の写しや戸籍謄本等を取得する事件も起きています。

また、個人情報の売買の問題だけではなく、不正に取得された戸籍謄本等が差別身元調査に使われた可能性があることも大きな問題となっています。

どうして私の戸籍を
持っているの……？

いつ僕の住民票を
取ったのだろう……？



ご存知ですか

本人通知制度

◎ 本人通知制度とは

この制度は、事前に登録した方（本人）に対して、その本人の住民票の写しや戸籍の謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人にお知らせする制度です。

本人に通知をすることにより、住民票の写しなどの不正請求及び不正取得の早期発見や、委任状の偽造などによる不正請求の抑止につながる事が期待されます。

★この制度を利用するには、事前に登録が必要です。



⇒詳しい内容や手続きの方法は裏面に記載しています。



竹田市役所 市民課/人権・部落差別解消推進課

「住民票の写し等の第三者交付に係る

本人通知制度」をご利用ください

◎ 登録できる方

- 竹田市の住民基本台帳に記載されている方（記載されていた方を含む）
- 竹田市の戸籍に記載されている方（記載されていた方を含む。）

◎ 登録の手続き

登録を希望される方は、本庁市民課及び各支所の窓口にて登録申請を行ってください。

（登録は竹田市での住所、本籍に限ります）

- 届出者と登録を希望する人が同一世帯、もしくは同一戸籍の人は、委任状なしで登録の申請をすることができます。
- 市内の職場や各種団体（以下「職場等」という。）などに所属する人が登録を希望する場合、その職場等から選出した代理人に自ら署名した申請書を預け、委任状なしで申請することが出来ます。
- 上記以外の任意代理人の申請は委任状が必要です。

◎ 通知の対象となる証明書

- 住民票（削除されたものを含む）の写し（戸籍の表示がされたものに限る）
- 住民票（削除されたものを含む）の記載事項に関する証明書（戸籍の表示がされたものに限る）
- 戸籍の附票（削除されたものを含む）の写し
- 戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本
- 戸籍の記載事項に関する証明書
- 除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書又は除籍の謄本若しくは抄本
- 除籍の記載事項に関する証明書
- 改製原戸籍の謄本又は抄本

※下記による請求の場合、通知対象外となります。

- * 本人と同一世帯に属する世帯員による住民票の写し（記載事項証明書）の請求
- * 本人と同一戸籍の方又は直系の尊属又は卑属の方による戸籍証明の請求
- * 国または地方公共団体からの請求
- * 住基法第12条の3第2項(同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む)の申出(住民基本台帳法施行令第15条の2に規定する業務に係るものに限る)に対し交付したとき
- * 戸籍法第10条の2第4項又は第5項(同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。)の規定による請求に対し交付したとき

◎ 通知内容

- 証明書の交付年月日
- 交付した証明書の種別および通数
- 交付証明書の種別（本人等の代理人・第三者）

※証明書の請求者の氏名・住所等は通知されません。

◆ 手続窓口	竹田市役所	市民課	電話 63-1111	内線 111. 113
	荻支所	市民係	電話 68-2211	
	久住支所	市民係	電話 76-1111	
	直入支所	市民係	電話 75-2211	